

## 沖縄県地域密着型サービス外部評価実施要領

### (目的)

第1 この要領は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)第97条第7項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第36号)第86条第2項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(以下「グループホーム事業者」という。)が受ける外部の者による評価(以下「外部評価」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (外部評価の趣旨)

第2 グループホーム事業者は、主体的に、外部評価の結果と、当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うこととし、これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図るとともに、評価の結果を公表することにより、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(以下「グループホーム事業所」という。)の利用者及びその家族に情報を提供し安全と満足を高め、サービスを利用しようとする者の選択に役立てるものとする。

### (外部評価推進機関)

第3 県は、グループホーム事業者が受ける外部評価を推進する機関として、次の業務を行うものとする。

- (1) 外部評価を実施する機関(以下「評価機関」という。)の選定に関すること。
- (2) 外部評価項目の作成及び評価方法に関すること。
- (3) 外部評価調査員(以下「評価調査員」という。)の養成に関すること。
- (4) 評価機関の指導監督等に関すること。
- (5) 外部評価の普及啓発に関すること。
- (6) その他外部評価の推進に関すること。

### (外部評価の実施回数)

第4 グループホーム事業者の実施回数については、次のとおりとする。

- (1) グループホーム事業者は、その設置・運営する事業所ごとに、原則として年1回以上外部評価を受けるものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、かつ、次に掲げる要件を全て満たす場合には、当該事業者の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たっては、実施し

たものとみなすこととする。

なお、事業者は、当該実施回数を適用することについて、あらかじめ当該事業所が所在する市町村と協議し、同意を得るものとする。

ア 「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を市町村に提出していること。

イ 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。

ウ 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。

エ 「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況（外部評価）が適切であること。

(3) 上記(2)の規定による場合の手続きについては、次のとおりとする。

ア 事業者は、要件に該当するに至った場合は、当該事業所が所在する市町村に4月末日までに申請書（免除申請書）を提出する。

イ 市町村は、申請内容を確認の上、意見を添え、県に5月末日までに申請書を送付する。

ウ 県は、申請があった時は、その内容について審査し、事業者に通知する。併せて審査内容を市町村及び評価機関に通知する。

エ 県は、要件を満たさない事実を確認した場合等、外部評価の免除の適用が不適当と判断した場合は、当該適用を取り消すことができる。

オ 事業者は、外部評価の免除の年においても自己評価を行い、サービスの質の向上に努めなければならない。

カ 事業者が、再度、外部評価の免除を希望する場合は、免除の年の翌年に外部評価を実施した後、同様の手続きを行わなければならない。

（評価機関の指導監督等）

第5 県は、外部評価の定着と適切な実施を図るため、必要に応じ、評価機関が行う訪問調査に同行できるものとし、外部評価に関する苦情処理についても適切に対応するものとする。

（評価機関の要件）

第6 評価機関の選定に当たっての要件は、次のとおりとする。

(1) 県内に事務所を置く法人であること。

(2) 外部評価を適切に行う能力を有する評価調査員を必要数確保していること。

ア 評価調査員は、県が委託又は実施する外部評価調査員養成研修（以下「養成研修」という。）を受講し、修了すること。

また、他の都道府県又は他の都道府県が指定した者が行う評価調査員養成研修を終了した者について、県が認めた場合も同様とする。

イ 評価調査員は、第三者としての客観的な観点から外部評価の実務を適切に行うことができること認められる者でなければならないこと。ただし、現にグループホーム

事業所を運営し、若しくは勤務し、又はグループホーム事業者により組織される団体の役職員である者は適当でないこと。

- (3) 評価調査員のスキルアップのための継続研修を実施すること。
- (4) 次のように公正中立な立場で外部評価を実施することが困難な状況があるなど、県として外部評価を行わせることが不相当と認める事由がないこと。
  - ア 当該法人自らがグループホーム事業所を設置・運営している。
  - イ 当該法人の理事会等の構成員の多数が、グループホーム事業者及び従業員によって占められている。
  - ウ 外部評価を行う上で十分な資金計画が立てられていないなど、安定的な事業運営の可能性に疑義がある。
  - エ その他外部評価の実施を円滑に進める上で適当でないと認められる。
- (5) 認知症介護に関する学識経験者、グループホーム事業者、認知症高齢者の家族の代表者等からなる評価審査委員会を設置していること。評価審査委員会は、評価機関としての評価結果を決定するにあたり専門的な観点から審査を行う必要があると判断する場合のほか、1年に1回を目途として定期的開催され、評価事業について報告を受け、その内容について意見を述べ、評価事業の運営の適正化を図るものであること。
- (6) 評価結果について、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET／ワムネット）」（以下「WAMNET」という。）に掲載して公表でき、かつ、当該評価を行う担当者を配置していること。
- (7) 次に掲げる規程等を定め、それらに基づいて適切に業務が行われる体制となっていること。
  - ア 外部評価依頼の受付、外部評価の手続、評価審査委員会の手続及びWAMNETによる情報公開等を盛り込んだ外部評価実施要領（別紙1の参考例参照）
  - イ 外部評価の実施に関し、当該評価を受けようとするグループホーム事業者との間で締結する契約書のひな形（別紙2の参考例参照）
  - ウ その他県において定める書類

（評価機関の選定方法）

第7 県は必要に応じ外部評価機関の選定を行うものとし、手続等については第8に定めるとおりとする。

（評価機関の選定手続等）

第8 評価機関の選定に関する手続については、次のとおりとする。

(1) 評価機関の選定

評価機関として選定を受けようとする法人は、次に掲げる書類を県に提出し、審査を受けるものとする。

ア 提出書類

- ① 外部評価機関選定申込書（別記様式1）
- ② 法人の定款、寄附行為等及び登記事項証明書
- ③ 評価調査員の名簿、各評価調査員の経歴書及び第6項第2号アに該当すること

を示す書類

- ④ 評価審査委員会の委員名簿、各委員の経歴書及び各委員の就任承諾書
- ⑤ 評価審査委員会の委員が団体等の職員である場合は、所属長の就任承諾書
- ⑥ 評価手数料及びその算定根拠
- ⑦ 前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録
- ⑧ 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- ⑨ 外部評価実施要領
- ⑩ 契約書様式
- ⑪ その他県が必要と認める書類

イ 県は、アにより法人から申込みがあったときは、当該法人が評価機関として適当であるか審査するとともに、その結果を、当該法人に対し、外部評価機関選定（不選定）通知書（別記様式2）により通知するものとする。

ウ 県は、評価機関を選定したときは、当該評価機関の名称、連絡先、評価手数料、評価調査員の数及び選定年月日等の情報を県内のグループホーム事業所に周知するものとする。

#### (2) 変更の届出

評価機関は、第1号の規定による選定（以下「選定」という。）を受けた後に、選定申込みの際に提出した書類のうち、②（当該事業に関するものに限る。）から⑥、⑨及び⑩の内容に変更が生じたときは、外部評価機関変更届出書（別記様式3）に変更後の書類を添付した上で、遅滞なく、県に届け出るものとする。

#### (3) 廃止の届出

ア 評価機関は、選定を受けた後に、評価事業を廃止しようとするときには、事業終了の3か月前までに、外部評価機関廃止届出書（別記様式4）に廃止の理由を付して県に届け出るものとする。

イ 第1号ウの規定は、廃止の届出を受理したときにおいて準用する。この場合、「評価手数料」及び「評価調査員の数」は除外し、「選定年月日」は「廃止又は廃止予定年月日」と読み替えるものとする。

#### (4) 選定の取消し

ア 県は、適切に評価機関を監督指導するものとし、現に外部評価業務を行っていない場合、選定した評価機関がその要件を欠くに至った場合、その他公正中立な立場で外部評価を行うのにふさわしくないとされる状況が生じた場合には、選定を取り消すものとする。なお、この場合の手續等については、次のとおりとする。

- ① 県は、選定した評価機関について、毎年、外部評価業務の実施件数、評価結果等を把握するとともに、必要に応じて、選定の要件が具備されているかを確認するために、書類の提出を求め、評価機関の職員から状況を聴取し、又は必要な調査を行うことができるものとする。
- ② 評価機関は、①の調査等がなされるときは、積極的にこれに協力するものとする。
- ③ 県は、現に外部評価業務が行われていないとき、又は、評価機関としての要件を欠く具体的な事実を確認したときは、期限を付して当該事実の是正を求め、是

正されない場合には、選定を取り消すものとする。

- ④ 県は、選定の取り消しに当たっては、当該評価機関に対し、外部評価機関選定取消通知書（別記様式5）により通知するものとする。

イ 第1号ウの規定は、選定を取り消すときにおいて準用する。この場合、「評価手数料」及び「評価調査員の数」は除外し、「選定年月日」は「取消年月日」と読み替えるものとする。

#### （外部評価の手続）

第9 評価機関が行う外部評価の手続及び方法については、次のとおりとする。

- (1) グループホーム事業者の評価機関に対する申込み

ア グループホーム事業者が外部評価を受けようとするときは、第8項第1号により県が選定した評価機関に申込みものとする。

- (2) 評価機関による外部評価の実施

ア グループホーム事業者は、評価機関に申し込んだ後、同機関との間で外部評価業務委託契約を結び、その契約に基づき同機関に対して評価手数料を支払うものとする。

イ 評価機関は、外部評価実施要領を定め、当該要領及びアによりグループホーム事業者と結んだ外部評価業務委託契約に基づき外部評価を行うものとする。

- (3) 外部評価の内容

外部評価は、評価機関が、当該機関の所属する複数の評価調査員（そのうち、主となる評価調査員を主任評価調査員とする。）が行う次に掲げる調査の結果を総合した上で、当該機関としての決定に基づき行うものとする。

ア 書面調査

- ① 現況調査

グループホーム事業所の運営やサービス提供に係る文書

- ② 自己評価調査

外部評価を受けるグループホーム事業所から、県が定める自己評価項目（別記様式6）について、当該事業所の代表者の責任の下に、管理者が計画作成担当者及び介護従事者と協議しながら実施した直近の自己評価結果について記した文書の送付を受けることにより行う。

- ③ 利用者家族アンケート調査

外部評価を受けるグループホーム事業所を通じて、当該事業所の利用者の家族に対し、「利用者家族等アンケート用紙」（別記様式9）を配布し、回答については、当該事業所を介さず、直接評価機関宛に送付を受けることにより行う。

イ 訪問調査

- ① 訪問調査は、書面調査を実施した後に、評価調査員がグループホーム事業所を訪問し、県が定める外部評価項目についての調査を行うことにより実施する。

- ② 訪問調査は、原則として1日間とし、当該調査の対象となるグループホーム事業所の運営状況の概要等について評価調査員全員が管理者等から説明を受けた後、現状の確認及び所定の外部評価項目に関する状況の調査を行う。

- ③ ②による調査を終了した後、当該調査の対象であるグループホーム事業所の管理者等を交えて全体的な総括と確認を行い、訪問調査を終了する。
- ④ 訪問調査において、緊急を要する事項(明らかな基準違反により、当該調査の対象であるグループホーム事業所の利用者に対するサービスの質が著しく低下している場合等)があった場合には、当該調査を担当する評価調査員は、自ら所属する評価機関を通じて市町村及び県に通報するなど適切な対応を行うものとする。

#### (4) 評価結果の確定

- ア 主任評価調査員は、書面調査及び訪問調査の結果を総合的に判断し、所定の評価項目について、訪問調査を行った評価調査員全員の合意により評価を行い、遅滞なく自己評価及び外部評価結果(別記様式6)を評価機関へ提出するものとする。
- イ 評価機関は、アにより主任評価調査員から調査報告書の提出を受けたときは、外部評価を受けたグループホーム事業所に対して、郵送又は電子メールにより当該報告書の写しを送付し、意見がある場合には、挙証資料を添付した上で、評価機関が定める日(以下「告知期間」という。)までに提出することができる旨を告知するものとする。
- ウ 評価機関は、イの告知期間が経過した後、アの調査報告書を踏まえて、評価機関としての評価結果を決定する。また、外部評価を受けたグループホーム事業所から告知期間内にイの意見及び挙証資料の提出があったときは、これを参酌してアの調査報告書の内容を検討し、評価機関としての評価結果を決定する。ただし、いずれの場合にあっても、アの調査報告書又はイの外部評価を受けたグループホーム事業所からの意見と挙証資料について専門的な観点から審査を行う必要があると判断したときは、評価審査委員会を開催するものとし、その審査結果を踏まえた上で、評価機関としての評価結果を決定する。

#### (5) 評価結果の通知

- 評価機関は、評価結果を決定したときは、その旨を外部評価を受けたグループホーム事業所に通知するとともに、WAMNETに掲載する。また、当該事業所に当該結果を通知する際は、当該事業所としての評価結果に対する目標達成計画(別記様式7)をWAMNETに掲載する手続について、併せて情報提供するものとする。

#### (6) 評価結果の公表

- ア 評価機関は、グループホーム事業所のサービスの利用を希望する者の選択に資するため、速やかに「自己評価及び外部評価結果(以下「評価結果」という。)」及び「目標達成計画」によりWAMNETに掲載するものとする。
- イ グループホーム事業者は、次の方法により、アの評価結果を取り扱うものとする。
  - ① 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、その内容を説明する。
  - ② グループホーム事業所内の見やすい場所に掲示し、また自ら設置するホームページ上に掲載するなどの方法により、広く開示する。
  - ③ 利用者及びその家族へ手交又は送付等により提供を行う。
  - ④ 指定を受けた市町村に対し提出する。この場合の市町村とは、当該事業所が存

する市町村に限らず、平成 18 年 4 月 1 日以降指定を受けた他の市町村に対しても同様の取り扱いとする。

⑤ 自ら設置する運営推進会議において説明する。また、併せて「サービス評価の実施と活用状況」（別記様式 8）について作成し、説明することが望ましいこと。

⑥ アの評価結果に対する目標達成計画を WAMNET に掲載する。

ウ グループホーム事業所が存する市町村は、当該事業所のサービスの利用を希望する者の選択に資するために、当該事業所から提出された評価結果を管内に設置する地域包括支援センターに提供するとともに、市町村の窓口及び地域包括支援センターの窓口の利用しやすい場所に掲示等を行うものとする。

#### (7) 守秘義務

評価機関は、外部評価の際に知り得たグループホーム事業者、利用者又はその家族の秘密については、正当な理由がない限り、他に漏らさないこととし、これを所属する評価調査員に義務づけるものとする。また、この守秘義務は評価契約終了後も同様とする。

(自己評価及び外部評価項目)

第 10 自己評価及び外部評価の項目は、別表 1 のとおりとする。

(評価調査員の養成研修)

第 11 評価調査員の養成研修については、次のとおりとする。

#### (1) 実施主体

実施主体は、県とし、その責任の下に事業を実施するものとする。この場合、県は、養成研修の一部又は全部について、適切な事業運営が確保できると認められる機関に委託して実施できるものとする。

#### (2) 研修対象者

養成研修の対象者は、第三者としての客観的な観点から外部評価の実務を行うことができる者と認められる者で、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスの質の確保と向上について熱意と関心を有すると認められる者の中から、県が認めた者とする。

#### (3) 研修内容

養成研修のカリキュラム及び時間は、別表 2 のとおりとする。

#### (4) 修了証書の交付

県は、養成研修の修了者に対し、修了証書（別記様式 10 及び 11）を交付するものとする。

#### (5) 評価調査員の登録及び管理

県は、養成研修修了者について、評価調査員台帳に修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入し、評価調査員として登録するとともに、必要な事項を記録し、管理するものとする。

(福祉サービスの第三者評価及び介護サービス情報の公表制度との関係)

第 12 福祉サービスの第三者評価及び情報公表制度との関係については、次のとおりとする。

- (1) 福祉サービスの第三者評価（社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行った評価をいう。）については、グループホーム事業者は、外部評価の実施をもって実施したものとみなすこととする。
- (2) 情報公表制度は、利用者によるサービスの選択を支援するため客観的な事実情報を公表するものであるが、一方、外部評価制度は、事業者が行うサービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを狙いとしている。このように、両制度は異なる目的のために行われるものであることから、いずれの制度も適切に実施する必要がある。

#### 附則

- 1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。また、本要領の施行に伴い、沖縄県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要領については廃止する。ただし、平成 19 年 3 月 31 日までに実施する認知症対応型共同生活介護事業所の外部評価については、沖縄県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要領に基づき評価を実施することができる。
- 2 この要領の施行時に、認知症高齢者グループホーム評価調査員として評価調査員台帳に登録されている者で、本要領制定に伴い、第 11 項に定めるフォローアップ研修を受講した者は、第 6 項第 2 号アに規定する要件を有する評価調査員とみなす。
- 3 この要領の施行時に、認知症高齢者グループホーム外部評価機関として選定されていた評価機関（以下「既選定の評価機関」という。）で、主たる所属する評価調査員のうち前項に定めるフォローアップ研修を受講した評価調査員が 8 割程度を占めている既選定の評価機関については、第 8 項第 1 号の規定に基づき選定された評価機関としてみなすものとする。
- 4 この要領は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。
- 5 この要領は、平成 22 年 2 月 5 日から施行する。
- 6 この要領は、平成 22 年 10 月 21 日から施行する。
- 7 この要領は、平成 25 年 3 月 25 日から施行する。
- 8 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この要領は、平成 29 年 7 月 11 日から施行する。